**切迫流産による休職の取扱について**

１．年休及び療養休暇９０日を経過後、引き続き療養を要する場合、療養休暇９０日の翌

　　日から出産予定日前４週間（多胎妊娠１０週間）に当たる日の前日まで休職発令を行

　　う。したがって、出産休暇は出産予定日前４週間（多胎妊娠１０週間）に当たる日か

　　ら開始し、１６週間（多胎妊娠２２週間）となる。

２．休職期間中に出産（妊娠４カ月以降の出産に限る。）したときは、出産日をもって復

　　職とし、出産日を含め１２週間の出産休暇とする。

３．復職については、休職審査・復職審査は行われないので、すぐに休職内申（または復職内申）をする。

ただし、出産予定日前４週間に当たる日よりも前に復職したい（産前休暇に入りたい）場合は、復職審査が必要となる。復職発令は行う。

４．休職期間中の給与は、休職の全期間にわたって給料・扶養手当・住居手当・期末手当

　　寒冷地手当が１００分の８０支給される。また、休職期間中は、退職手当期間として

　　は２分の１除算される。

**切迫流産による休職の取扱例**

＜例１＞ 出

産

　　　 予

定

　日

←８週間→ ▼

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |

←　年休　→　←　療休　→　←　出産休暇（１６週間）→ ←　育児休業又は出勤

療休≦90日

　例１は、療養休暇９０日以内のうちに出産予定日前８週間になる場合で、休職発令の問

題が生じない例である。

＜例２＞

出産予定日

復職発令

休職発令

▽ ▽←４週間→▼←１２週→

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |

←年休→　←療休→　←休職→　←出産休暇（１６週間）→ ←　育児休業又は出勤

(９０日)

　例２は、切迫流産により休職とされた職員が出産予定日前４週間に当たる日以後に出産

した場合の例である。

＜例３＞ 　 　出

産

・休 出

休 復職 　　 産

職 職期 予

発 発限 定

令　 令日 日

▽ ▼▽←４週間→ ▼

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |

←年休→　←療休→　←休職→　←出産休暇（１２週間）→ ←　育児休業又は出勤

(９０日)

　例３は、切迫流産により休職とされた職員が、妊娠４ケ月以降に出産予定日前４週間に

当たる日（休職期限に当たる日）の前日までに出産した場合の例である。